# 高齢者虐待防止のための指針

令和4年12月26日

社会福祉法人 興仁会

### 1. 虐待の防止に関する基本的考え方

2006年4月『高齢者虐待の防止・高齢者擁護者に対する支援などに関する法律』 (以下、"高齢者虐待防止法"と記述)施行。

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益擁護に資するべく、高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為(別表参照)をいずれも行わない。

- i. 身体的虐待:高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行加える事。
- ii. 介護・世話の放棄・放任:高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置 その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る事。
- iii. 心理的虐待:高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に 著しい心理的外傷を与える言動を行う事。
- iv. 性的虐待: 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為を させる事。
- v. 経済的虐待:高齢者の財産を不当に処分する事、その他当該高齢者から不当に 財産上の利益を得る事。

#### 2. 虐待防止に向けた体制

- (1) 当法人では、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会(以下、 "本委員会"と記述)。」を組織する。尚、本委員会の運営責任者は施設長とし、以 て、「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下"担当者"と記述)」 とみなす。
- (2) 本委員会は、定例の「興仁会施設運営会議」の一議題として原則毎月1回、"法人内各事業所の虐待もしくはその疑いのある事例の有無確認"を以て開催とする。その際、虐待もしくはその疑いのある事例と判断された場合には、担当者が別途「臨時委員会」を招集し当該事業所と法人内外関係事業所と慎重に対策を協議するものとする。
- (3) 本委員会会議の実施にあたっては、オンライン形式を用いることが出来る。
- (4) 本委員会議題は次の通り。
  - ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事
  - ② 虐待の防止のための指針の整備に関する事
  - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
  - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
  - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われる為の

方法に関する事

- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策 に関する事
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

# 3. 虐待の防止のための職員研修

- (1)職員に対する虐待の防止のための研修(以下"当該研修"と記述)の内容は、 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであると 共に当該指針に基づき、虐待の防止を徹底する。
- (2) 当該研修は、次のプログラムの如く実施する。
  - (1) 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
  - ②高齢者権利擁護事業・成年後見制度の理解
  - ③虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - ④早期発見・事実確認と報告などの手順
- (3) 当該研修は、当法人"苑内研修年間計画"に基づき原則年1回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。
- (4) 実施内容については、実施記録により保存する。

# 4. 虐待又はその疑い(以下"虐待等"と記述)が発生した場合の対応方法

- (1) 虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告すると共に、その要因の除去 に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合 には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察などの協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

#### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1)職員等が他の職員等による利用者への虐待等を発見した場合、所属長に相談・報告する。所属長は当該報告を担当者へ報告する。尚、所属長による虐待等の場合は相談・報告受付を担当者が代行。担当者による虐待等の場合は報告受付を各課長が代行する。
- (2)担当者もしくは所属長は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談 及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に害されないよう細心 の注意を払った上で、虐待等を行った当人及び関係者に事実確認の上、時系列で経

緯概要を整理する。

- (3)上記の結果、虐待等の事実が確認された場合には、当人に対応の改善を求め、必要な措置を講じる。
- (4)上記の対応にも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、 市町村等外部機関に相談する。
- (5) 事実確認の内容や、虐待等が発生した経緯などを踏まえ、臨時虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知する。
- (6)上記周知は必要に応じ、利用者及びその関係者、市町村その他関係機関や地域住民 などに対し行われる。

# 6. 成年後見制度の利用支援

利用者またはその関係者に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

# 7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情解決窓口担当者は、寄せられた内容について 苦情解決責任者に報告する。尚、当該責任者が虐待等を行った者である場合には、各 課長が報告受付代行する。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じない様、細心の注意を払う。
- (3) 当該苦情相談対応は、上述「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に拠る。
- (4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

## 8. 入所者などに対する当該指針の閲覧

利用者側はいつでも本指針を閲覧することが出来る。

## 9. その他虐待の防止の推進

本指針3に定める研修会の他、老人福祉施設協議会や社会福祉協議会等により提供 される虐待防止に関する研修等を活用し、利用者の権利擁護とサービスの質維持向上 の為研鑽を図る。